

第21期 第2回福岡県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和3年1月22日(金) 13時58分～15時16分

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 出席者
福岡県内水面漁場管理委員会委員 10名

4 臨席者
福岡県農林水産部水産局水産振興課 2名
水産海洋技術センター内水面研究所 1名
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名
福岡県内水面漁業協同組合連合会 1名

5 議題及び議決内容

(1) えつ流刺し網による採捕許可方針について(諮問)

【説明】

資料1に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり制定されて差し支えないと答申することが議決された。

【主な質疑や意見】

①委員：5ページの8の「委員会との協議」について、軽微なものは諮問しないという法令の根拠があれば教えてほしい。

県：委員会の意見を聴くよう規則で定めているのは、「許可の有効期間」のみであるため。

②委員：4ページの6(11)網におもりをつける理由は何か。

県：流れの中にあっても網を張った状態を保つため。

(2) 鵜飼漁法による採捕許可方針について(協議)

【説明】

資料2に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり許可方針を承認することが議決された。

【主な質疑や意見】

特になし

(3) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について(協議)

【説明】

資料3に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

【主な質疑や意見】

①委員：委員会指示の期間やそれ以外の期間にこの場所に立ち入る人はいるのか。

県：周知看板のおかげで、採捕禁止期間については一般の人にも浸透しているようだ。

(4) 筑後川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）

【説明】

資料4に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

【主な質疑や意見】

①委員：この委員会指示は毎年発出し直す必要があるのか。

県：複数年での設定が可能であり、3年にできないか今後、漁協と協議していく予定。

(5) コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について（協議）

【説明】

資料5に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

【主な質疑や意見】

①委員：委員会指示を5年に延ばす根拠は何か。

県：平成16年から委員会指示をかけており、長期にわたっているため。

②委員：コイは5年間は放流できなくなるのか。

県：PCR検査を受けて、陰性のコイは放流できる。

(6) 第21期第1回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）

【説明】

資料6に沿って漁業管理課から報告された。

【主な質疑や意見】

特になし

(7) その他

①委員：カワウ駆除の対策はあるのか。

県及び漁協：漁協が花火で追い払うなどの対策を行っている。